

(ごみ集積施設)

第20条 開発者は、市が家庭ごみ、再生資源及び大型ごみの収集を住民協力のもと定点収集により円滑に行うため、ごみ集積施設として、家庭ごみ集積施設、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設（以下「集積場」という。）を次の各号に掲げる事項に留意し、設置するものとする。

- (1) 戸建て住宅における集積場は、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。
- (2) 共同住宅における集積場は、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。
- (3) 集積場は、原則として間口が道路幅員6メートル以上の道路に面し、かつ、道路との段差を原則設けないように設置するものとし、当該道路との間に当該道路より高い位置に設けられた歩道がある場合にあつては、必ず当該歩道を切り下げること。ただし、一方通行の道路の場合の道路幅員については、この限りではない。
- (4) 集積場周辺の道路上には収集の支障となる障害物がないこと。
- (5) 集積場は、別に定める指導基準により居住者の動線、安全及び利便性に配慮して設置すること。
- (6) 住宅とそれ以外の用途に供される建築物（店舗及び事務所をいう。）にあつては、そのそれぞれの用途から排出されるごみ等を明確に区分できる集積場を設置すること。
- (7) 集積場の設置については、当該自治会及び集積場に隣接する住民と事前に協議するとともに、問題が生じた際は、速やかに対処すること。
- (8) 集積場の設置基準及び必要面積は、建築物の種類及び計画戸数に応じて、別に定める指導基準によること。
- (9) 集積場の形状及び構造は、別に定める指導基準によること。

2 開発者は、前項の規定により集積場を設置したときは、一般住宅地内の集積場に

あつては維持管理計画書（別記第8号様式）を市長に提出し、その用地を市に寄附するものとする。

維持管理計画書

年 月 日

（宛先）奈良市長

開発者

住所

氏名

下記集積場（用地、工作物含む。）について、販売時に購入者に対して維持管理及び補修は集積場の利用者で行う旨を説明し、当方から利用者へ引き継ぎます。

ただし、集積場の利用者へ維持管理を引き継ぐまでは当方が維持管理及び補修を行い、要する費用についても負担いたします。

記

- ・種別 家庭ごみ集積場
 再生資源集積場
 大型ごみ集積場
- ・所在
- ・地積 . m²

以上